

# 平成24年度 教育委員会 第23回定例会 議案

1 日 時 平成25年3月7日(木) 午前9時30分

2 場 所 西館7階教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第49号議案 静岡県文化センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則... 1

第50号議案 静岡県指定文化財の指定 ... 5

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 49 号議案

静岡県文化センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県文化センター使用料条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 3 月 7 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県文化センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会委員長 高橋 尚子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県文化センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県文化センター使用料条例施行規則(昭和45年静岡県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用の申込み) 第2条 文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ <u>使用申込書(様式第1号)</u> を静岡県立中央図書館長(以下「館長」という。)に提出しなければならない。 <u>様式第1号</u> (略)	(使用の申込み) 第2条 文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ別に定める使用申込書を静岡県立中央図書館長(以下「館長」という。)に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## <概要>

### 静岡県文化センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由

静岡県文化センター使用料条例施行規則第2条において規定されている使用申込書（様式第1号）について、時代にあった内容として柔軟に対応するため、また、今後の様式改正に伴う事務の簡素化のため、必要な改正を行う。

#### 2 内容

(1) 使用申込書の様式に関する定めを除き、別に定めることとする。（第2条関係）

(2) 様式第1号を削る。（第2条関係）

#### 3 施行期日

平成25年4月1日

第 50 号議案

静岡県指定文化財の指定

静岡県文化財保護審議会の答申に基づき、静岡県指定文化財の指定を別紙のとおり決定し、告示する。

平成 25 年 3 月 7 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 別紙

## 静岡県指定文化財指定案件

種 別	名 称	員 数	内容及び指定基準	所在地	所有者	備 考
史 跡	二本ヶ谷積石塚群 <small>にほんがやつみいしづかくん</small>	1 件	<p><small>にほんがやつみいしづかくん</small> <small>みかたぼらだいち</small> 二本ヶ谷積石塚群は、三方原台地東縁部に形成された谷の中に立地する。これまでの調査で 28 基の積石塚が確認されているが、現存しているのは 8 基である。今回そのうちの 6 基を指定する。積石塚は、渡来系の集団によって営まれたものと推定されており、本遺跡は出土品等からその多くが 5 世紀中葉頃に築かれたものと考えられる。</p> <p>本遺跡は積石塚によって構成された県内唯一の古墳群であり、三方原台地における古墳時代の地域社会の実態や渡来系集団の動向を知る上できわめて重要な遺跡である。</p> <p>指定基準 史跡の部(1)</p>	別紙 1	浜松市	

種 別	名 称	員 数	内容及び指定基準	所在地	所有者	備 考
有形文化財 ( 絵画 )	ちゅうぎょじょうこう 蟲魚帖稿	14 葉	<p>近世絵画史を代表する画家、渡辺華山<sup>わたなべかざん</sup>最晩年の代表作「蟲魚帖」<sup>ちゅうぎょじょう</sup>の唯一の稿本（下図）である。</p> <p>紙本墨画（一部淡彩）。寸法各32センチ×14センチ（縦×横）。実際の写生によるもので、13葉と目録1葉、合わせて14葉よりなる。描かれた対象は、草木、虫、茄子、亀などで、その描写は生き生きとしており、優れた素描の筆技を知ることができる。また、正本との比較から具体的な制作過程が理解できる点も貴重である。一部には紙の剥離があるが、保存状態はほぼ良好である。正本である「蟲魚帖」に記載された年紀や華山の椿<sup>つばき</sup>椿山宛て書簡の考証から制作年代は天保12年（1841）8月と特定できる。</p> <p>華山は三河田原藩士。当時の南画の第一人者である谷文晁<sup>たにぶんちよう</sup>に師事し、洋学に造詣が深く、西洋画と伝統画法を融合した風景・肖像画を得意とした。</p> <p>指定基準 絵画、彫刻の部 1、2</p>	浜松市中区松城町 100 番地の 1 浜松市美術館内	浜松市	

別紙 1

浜松市浜北区染地台5丁目

国土調査法(昭和26年法律第180号)による第Ⅷ(日本測地系)座標系を基準とする以下の地点を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲(4154.1㎡)

No.	X(m)	Y(m)
1	-133779.605	-68181.564
2	-133792.086	-68187.342
3	-133809.973	-68186.190
4	-133827.404	-68188.968
5	-133839.041	-68197.105
6	-133845.560	-68194.929
7	-133854.827	-68193.332
8	-133844.359	-68179.973
9	-133794.534	-68171.147
10	-133782.783	-68174.755
11	-133838.942	-68201.844
12	-133852.843	-68214.232
13	-133875.703	-68245.383
14	-133889.545	-68247.861
15	-133902.413	-68232.403
16	-133917.120	-68227.311
17	-133926.136	-68229.021
18	-133945.132	-68236.879
19	-134019.557	-68246.862
20	-134042.637	-68251.277
21	-134051.826	-68236.718
22	-134007.653	-68231.970
23	-133980.805	-68229.022
24	-133961.947	-68236.682
25	-133948.466	-68236.696
26	-133935.023	-68232.079
27	-133914.669	-68219.997
28	-133896.613	-68222.008
29	-133865.952	-68214.911
30	-133855.149	-68199.260
31	-133802.297	-68260.479
32	-133816.938	-68270.018
33	-133832.361	-68276.002
34	-133825.619	-68260.208
35	-133818.315	-68255.350

備考

地域に関する実測図を静岡県教育委員会及び浜松市に備え置いて縦覧に供する。



## 静岡県指定文化財指定物件について

### 【指定物件 1】

- 1 名称 二本ヶ谷積石塚群（にほんがやつみいしづかくん）
- 2 種別 史跡
- 3 員数 1件
- 4 所在地 浜松市浜北区染地台5丁目
- 5 所有者・管理者 浜松市
- 6 概要

二本ヶ谷積石塚群は、三方原台地東縁部に形成された谷の中に立地する。これまでの調査で28基の積石塚が確認されているが、現存しているのは8基である。今回そのうちの6基を指定する。積石塚は、渡来系の集団によって営まれたものと推定されており、本遺跡は出土品等からその多くが5世紀中葉頃に築かれたものと考えられる。

本遺跡は積石塚によって構成された県内唯一の古墳群であり、三方原台地における古墳時代地域社会の実態や古墳時代における渡来系集団の動向を知る上できわめて重要な遺跡である。

### 【指定物件 2】

- 1 名称 蟲魚帖稿（ちゅうぎょじょうこう）
- 2 種別 有形文化財（絵画）
- 3 員数 14葉
- 4 所在地 浜松市中区松城町100番地の1 浜松市美術館内
- 5 所有者 浜松市
- 6 概要

近世絵画史を代表する画家、渡辺華山最晩年の代表作「蟲魚帖」の唯一の稿本（下図）である。

紙本墨画（一部淡彩）。寸法各32センチ×14センチ（縦×横）。実際の写生によるもので、13葉と目録1葉、合わせて14葉よりなる。描かれた対象は、草木、虫、茄子、亀などで、その描写は生き生きとしており、優れた素描の筆技を知ることができる。また、正本との比較から具体的な制作過程が理解できる点も貴重である。一部に紙の剥離があるが、保存状態はほぼ良好である。正本である「蟲魚帖」に記載された年紀や華山の椿椿山宛て書簡の考証から制作年代は天保12年（1841）8月と特定できる。

華山は三河田原藩士。当時の南画の第一人者である谷文晁に師事し、洋学に造詣が深く、西洋画と伝統画法を融合した風景・肖像画を得意とした。

二本ヶ谷積石塚群



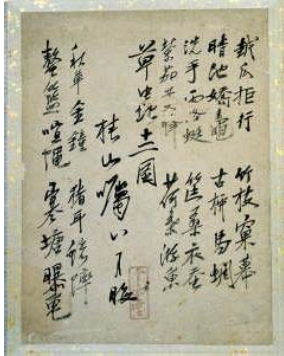
現況写真:全景(北から)



現況写真:東谷13号墳周辺近景(南から)

蟲魚帖稿（1～14 目録順）

1  
目録



2  
越瓜拒行/えっかきょこう



3  
竹枝窠幕/ちくしかばく



4  
晴池嬌龜/せいちきょうあ



5  
古柳馬蛸/こりゆうばちよう



6 (2-1)  
洗手露蜓/せんしゆろえん



7 (2-2)  
洗手露蜓/せんしゆろえん



8 (2-1)  
筐桑夜蚕/きようそうやさん



9 (2-2)  
筐桑夜蚕/きようそうやさん



10  
紫茄黄蜂/しかおうほう



11  
秋草金鐘/しゅうそうきんしょう



12  
猪耳蟋蟀/ちよじしつしゅつ



13  
螿籃喧蠅/ごうらんけんよう



14  
寒塘曝龜/かんとうばくき



**第23回定例会 報告事項**

番号	項 目	Page
1	「静岡県における大人の読書実態調査」報告	1
2	県立図書館在り方検討会報告	5
3	<非>平成23年度採用教員の勤務状況	非

## 「静岡県における大人の読書実態調査」報告

(社会教育課)

### 1 静岡県における「大人の読書」実態調査

#### (1) 調査の目的

県民一人一人が読書に親しむ習慣の確立した「読書県しずおか」づくりを目指す施策の立案のため、成人の県民の読書に関する意識を把握する。

#### (2) 調査実施概要

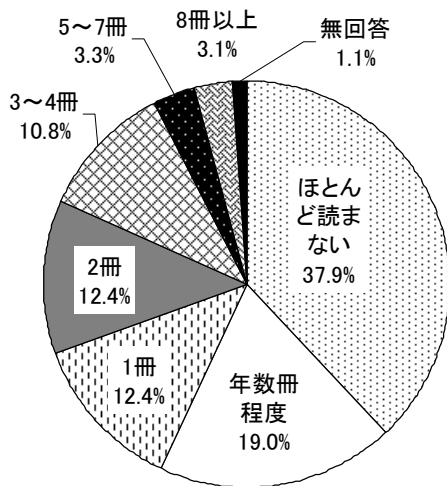
- ア 調査地域 静岡県全域
- イ 調査対象 県内在住の満 20 歳以上の男女 2,500 人
- ウ 抽出方法 層化 2 段無作為抽出
- エ 調査方法 郵送発送回収法
- オ 調査期間 平成 24 年 2 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日

#### (3) 回収結果

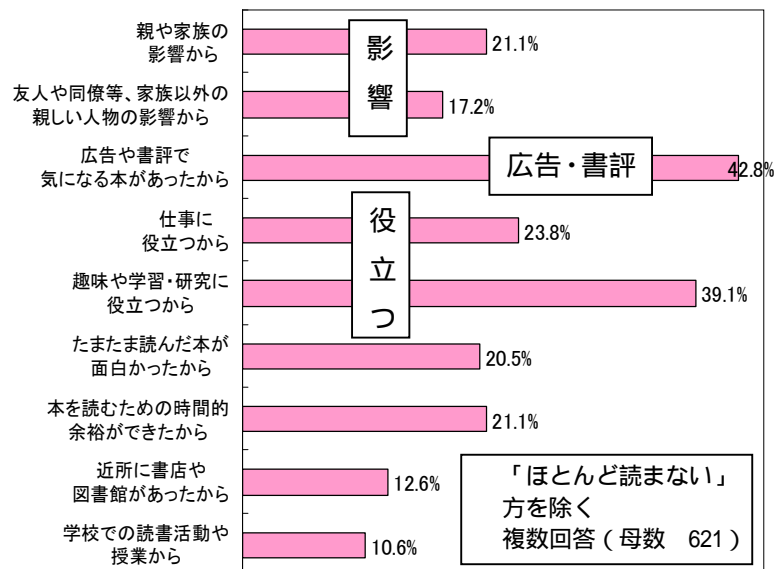
発送数 2,500 人 有効回収数 1,020 人 回収率 40.8%

#### (4) 調査結果

##### ア 1ヶ月の読書量



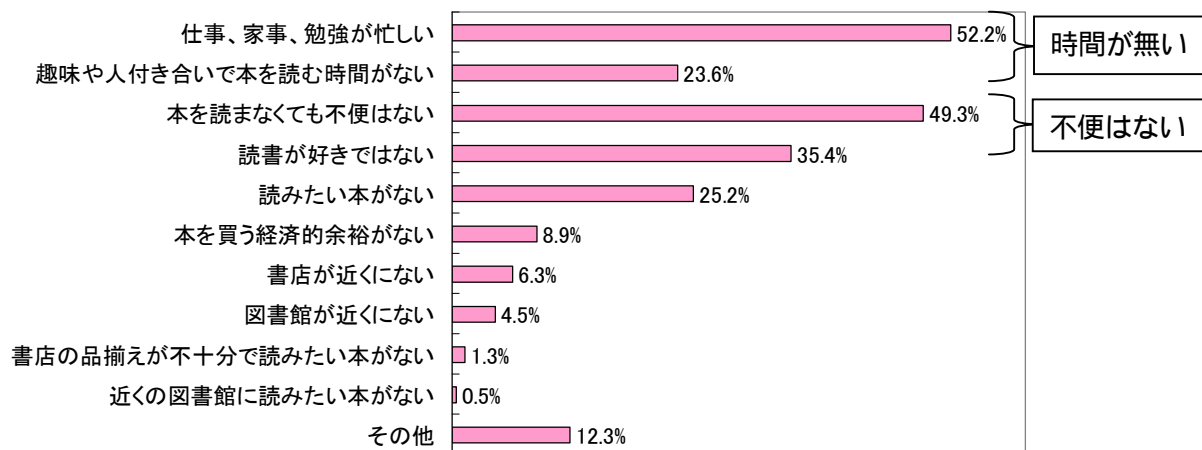
##### イ 読書するようになったきっかけ



「ほとんど読まない」と「年数冊程度」をあわせると 56.9% になり、コンスタントに読む層 42.0%を上回っている。

「広告・書評」がトップであり、趣味・学習・仕事など、「役に立てる」ために読書を始める場合も目立つ。その後に、「親や家族の影響」、「時間的な余裕ができた」が続いている。

ウ 本を読まない理由（「ほとんど読まない」方に質問） 複数回答（母数 381）

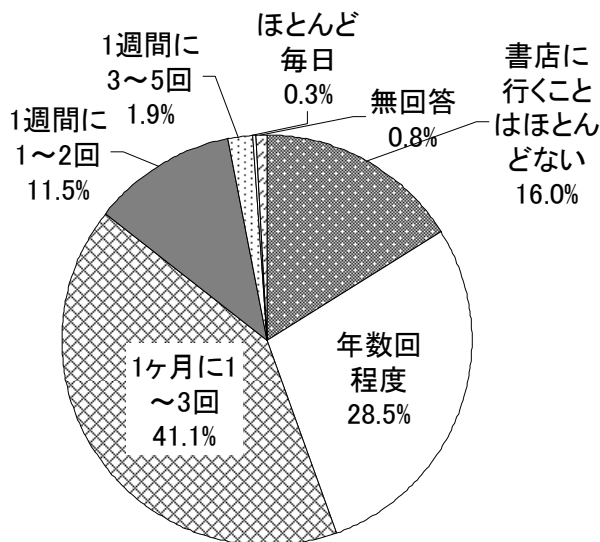


本を読まない理由は、「没有时间」と「読書しなくても不便はない」が二大理由。読みたいと思う本がない（＝読みたい本があれば読む）という層は1 / 4程度。

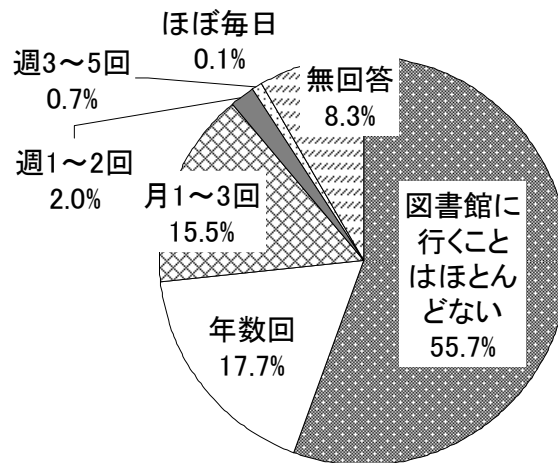


趣味、仕事等で「役に立つ」と思うことができれば、読書を始める可能性が高い。  
読む本は、広告・書評で見つけるだけでなく、家族・友人等が薦める場合も効果があると考えられる。

エ 書店に出かける頻度

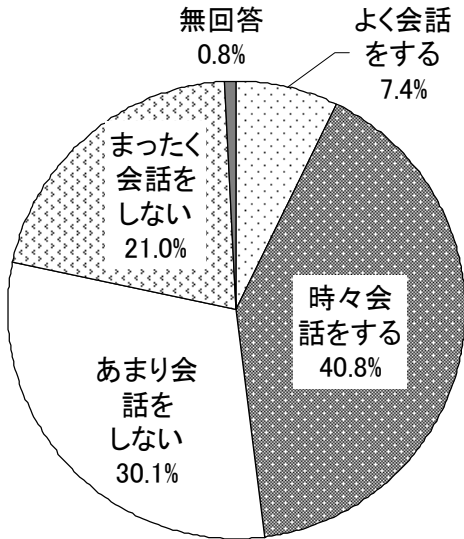


オ 図書館に出かける頻度

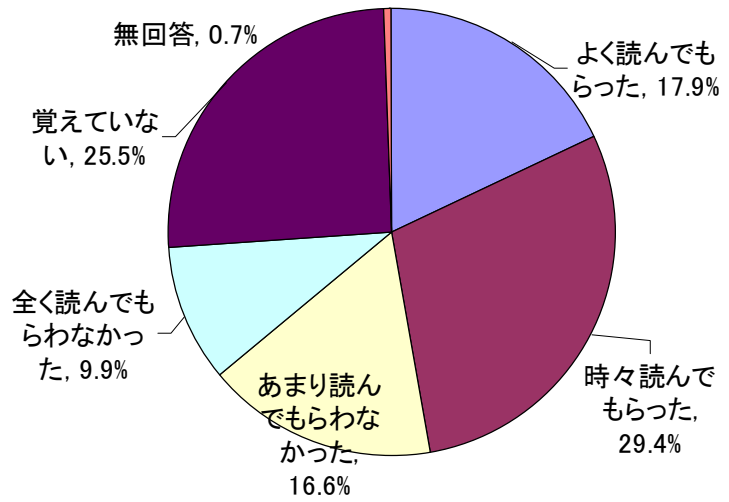


書店には 83.2%の方が年数回以上足を運んでおり、人が行きやすい場であると考えられる。図書館は36.0%が年数回以上利用している。書店には、ほとんど本を読まない人も足を運んでいると考えられるので、書店と連携して事業を進めることが効果的であると考えられる。

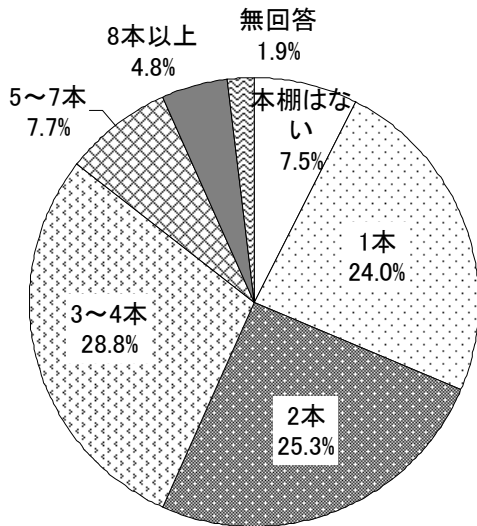
カ 読書について家族や友人と会話する



キ 本を読んでもらった経験



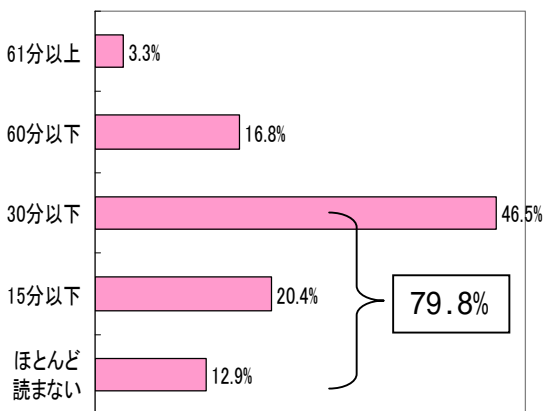
ク 自宅にある本棚の数



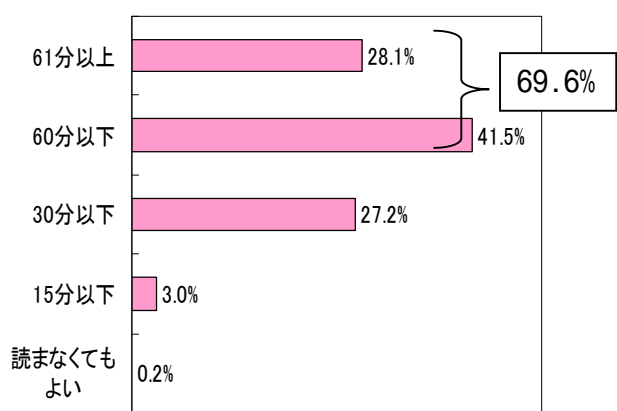
約半数の県民は本について友人や家族と会話しており、同じく約半数が本を時々、またはよく読んでもらった経験を持っている。また自宅にある本棚の数は3~4本がもっとも多い。

2 「県民メッセージコンテスト」(7/14~9/16)有効投票 642 票の結果から

(1) 1日の平均読書時間



(2) 1日の希望読書時間



1日の読書時間は30分以下が8割であるが、できればもっと長く読みたいと思う方が7割いる。時間があれば読書したいという意欲は高いと考えられる。

「県民メッセージコンテスト」の応募者は、84%が「読書好き」と回答している。

### 3 平成 25 年度「大人の読書」推進に対する取組

#### (1) 「県民メッセージコンテスト」優秀作の活用

- ・ 入賞作を県立中央図書館HP等で紹介するとともに、図書館、書店等で読書啓発に活用されるよう呼びかけを行う。
- ・ 平成 24 年度の「大人の読書」推進事業で得たノウハウを、希望する図書館、書店等に提供し、地域や民間での読書推進を図る。

#### (2) 親子読書の推進

児童書の中には、親（大人）の読書意欲を喚起する内容のものも多いため、それらの本を紹介することは、大人の読書活動の推進に寄与する。

- ・ 「本とともにだち」（小学生版）のブックリストを一部修正し、親子で読書する際にお薦めの本や、中学年にも対応した本を加える。（平成 26 年度配布分から）
- ・ 「本とともにだち」（小学生版）を一部改定し、親子読書を啓発するページ（「親子読書マニュアル」）を掲載する。（平成 26 年度配布分から）
- ・ 乳児向けのブックリスト、「本とともにだち-あかちゃん版-」を、県内すべての妊娠した母親に、母子手帳配布時にあわせて配布する。

#### (3) 「ふじのくにブックレクチャー」の実施

- ・ 静岡県と関わりの深い作家（出身地が県内、あるいは県内を舞台とする作品を発表している）等による講演会を行う。また、講演会にあわせて図書館活用啓発活動を行う。
- ・ 社会人向け講座（「大人のたしなみセミナー」）を開催する。
- ・ こうした講座に集まった参加者に、図書館の利用法や図書館蔵書を紹介する。
- ・ 講演会・講座は、書店等との連携を図りながら実施する。

#### (4) 県立中央図書館蔵書の充実

- ・ 県立中央図書館にて、(3)の事業等に活用するための資料を購入するとともに、講座等で参加者に紹介し、積極的な利用を図る。



## 県立図書館在り方検討会報告

(社会教育課)

### 1 趣 旨

高度情報社会の進展による電子書籍の急速な広がりなど、図書館をめぐる環境が大きく変化してきた。県立図書館の役割は、資料の貸し借りや閲覧といった基本的な役割にとどまらず、人々が自己実現を図り、豊かな人生を送るために必要とする情報を的確に提供する等、幅広い機能が求められている。

また、市町立図書館の整備の進展により、その役割・機能の一部が重複してきており、今後の方向性を明確にする必要がある。

このような図書館を取り巻く環境を踏まえ、県立中央図書館の今後の在り方を検討するため、平成 23 年 7 月 14 日に「静岡県立図書館在り方検討会」を設置し、今回「県立図書館在り方検討会報告書」を作成した。

### 2 構 成

教育次長、教育総務課長、教育政策課長、教育政策課情報化推進室長、財務課長、社会教育課長、中央図書館長

### 3 報告書の内容（県立中央図書館の目指すべき姿）

現在の県立中央図書館の役割を踏まえ、10年後の目指すべき姿をデザイン

柱1 「生涯学習社会実現のための図書館」へ～知の財産を活用し、「有徳の人」づくりを支援～

- ・時間や場所を選ばないウェブ上のレファレンスサービスの充実
- ・自宅に居ながら、資料の閲覧等の電子図書館サービスが受けられるウェブ環境の整備
- ・小・中学校、高等学校、特別支援学校の学習を支援する体制の整備
- ・県域サービス充実のため、市町立図書館との連携による遠隔地貸出などの新たな機能の整備

柱2 「“ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館」へ～県民サービスと機能の高度化～

- ・資料・情報の提供を行うデータベースなどのサービスをウェブ上に構築
- ・県内の図書館等との連携による、県内の資料について、情報提供できる体制の確立
- ・市町との連携により、市町立図書館所蔵の貴重書などの電子資料の共有化を図り、閲覧できる体制の構築
- ・必要な収蔵スペースを確保し、所蔵資料を適切に保管

柱3 「市町立図書館を強力にバックアップする図書館」へ～市町立図書館への支援体制の充実～

- ・子ども読書活動推進について、新たな手法の開発や県全体への普及を推進
- ・市町立図書館と連携した新たな資料保存のための仕組みの導入

### 4 今後の予定

平成 25 年度以降、県立中央図書館の「10年後の目指すべき姿」に向けて、できることから整備を進めるとともに、県内市町教育委員会及び市町立図書館へ本報告書の趣旨を周知する。

# 平成24年度 教育委員会 第23回定例会

## 追加議案

1 日 時 平成25年3月7日(木) 午前9時30分

2 場 所 西館7階教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第51号議案 平成24年度永年勤続者表彰被表彰者の決定 ...非

<非>第52号議案 教職員の懲戒処分 ...非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第23回定例会 追加報告事項

番号	項 目	Page
4	監査結果に関する報告	1
5	< 非 > 重大な生徒指導事案報告	非
6	静岡県職員の退職手当に関する条例改正に伴う報告	1 1

## 監査結果に関する報告

(教育総務課)

### 1 監査の結果

平成 25 年 3 月 5 日に、今年度、第 4 回目の監査結果の報告があった。

教育委員会については、11 月 14 日から 1 月 22 日までに実施した県立学校等に係る定期監査について、別紙 1 のとおり 56 所属中 5 所属に 6 件の指摘、9 所属に 11 件の指示、10 所属に 13 件の指導事項があった。

また、P T A 等の学校徴収金会計に関する行政監査について、教育委員会事務局に別紙 2 のとおり 4 件の意見が付された。

### 2 指摘等事項の概要

#### (1) 定期監査

指摘の 6 件は、磐田北高校における公金等の不適切な処理、袋井特別支援学校の公務中等における交通違反（著しい速度超過）の発生及び教員による窃盗事件の発生、浜松特別支援学校の公務中における交通加害事故の多発、浜名特別支援学校の公務外における交通違反（酒気帯び運転）の発生、機関名非公表で教員による生徒への不適切な行為に関するものである。

指示の 11 件は、公務中における交通加害事故の発生が 7 件、教員による体罰行為の発生と生徒への不適切な指導が 1 件、後援会所有のマイクロバスの不適切な使用が 1 件、庁舎等使用料の調定の遅延など財務に関するものが 2 件である。

指導事項は、市町派遣講師の勤務条件の不適切な確認などであった。

#### (2) 行政監査

意見を付された 4 件は、公費と学校徴収金の負担区分の基本的ルール策定、職務専念義務の免除等の取扱い、P T A 等の団体としての意思決定の確認、非常勤講師等のサービス管理に関するものである。

### 3 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、昨日 3 月 6 日に監査課から記者提供資料として発表された。

### 4 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、6 月 5 日までに監査委員へ報告する。

(別紙1)

指摘6件

監査箇所 監査実施日	指摘等の 区分	指摘等事項	
(機関名非公表) 平成24年11月16日	指摘	件名	教員による生徒への不適切な行為
		内容	男性教諭が平成23年5月中旬以降、女子生徒とメールのやり取りを始め、23年8月と24年6月の2回、ホテルで不適切な行為をした。
磐田北高等学校 平成24年11月22日	指摘	件名	公金等の不適正な処理
		内容	磐田北高等学校の主任技能員は平成17年度から24年度にかけて、学校で不用になった古紙などを回収業者に持ち込み、売却益55,497円を保管し私的に流用するなど、不適正な会計処理を行った。
袋井特別支援学校 平成25年1月15日	指摘	件名	教員による窃盗事件の発生
		内容	平成24年2月、袋井特別支援学校の教諭が食料品店で食料品を万引きした。
		件名	公務中等における交通違反(著しい速度超過)の発生
		内容	平成24年4月に職員による通勤途上での交通違反(著しい速度超過)が発生していた。また、5月に公務外でも交通違反(著しい速度超過)が発生していた。
浜松特別支援学校 平成24年12月14日	指摘	件名	公務中における交通加害事故の多発
		内容	平成23年度に5件、通勤途上で交通加害事故が多発していた。
浜名特別支援学校 平成24年11月14日	指摘	件名	公務外における交通違反(酒気帯び運転)の発生
		内容	平成24年2月、浜名特別支援学校の教諭は自宅で飲酒し原付バイクを運転した。

指示 11 件

袋井特別支援学校 平成 25 年 1 月 15 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 24 年度に 2 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
伊豆中央高等学校 平成 25 年 1 月 18 日	指 示	件 名	庁舎等使用料の調定の遅延
		内 容	平成 24 年 4 月に街頭用公衆電話の土地使用料を調定すべきであったが、10 月に調定していた。
沼津城北高等学校 平成 24 年 11 月 14 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 23 年度に 1 件、24 年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。
浜松西高等学校 平成 24 年 12 月 14 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 23 年度に 1 件、24 年度に 1 件、公務中や通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。
浜北西高等学校 平成 25 年 1 月 18 日	指 示	件 名	後援会所有のマイクロバスの不適切な使用
		内 容	平成 24 年 3 月、浜北西高等学校の教諭は、緊急の場合などを除いて自家用車に生徒を乗せて走行することが禁止されているにもかかわらず、部活動の合宿の引率のため、生徒を乗せて後援会所有のマイクロバスを運転した。
		件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 23 年度に 2 件、24 年度に 1 件、公務中や通勤途上で交通加害事故が発生していた。
遠江総合高等学校 平成 24 年 12 月 5 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 22 年度に 2 件、23 年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
		件 名	教員による体罰行為の発生と生徒への不適切な指導
		内 容	遠江総合高等学校の教諭が平成 23 年 8 月から 12 月までの間に部活動で生徒に体罰を行っていた。また、平成 21 年 9 月に部活動の合宿で不適切な指導をしていた。

富士特別支援学校 平成 24 年 11 月 14 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 23 年度に 1 件、24 年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。
清水特別支援学校 平成 25 年 1 月 18 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 23 年度に 1 件、24 年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。
日本キャンプ協会グループ 平成 24 年 11 月 14 日	指 示	件 名	指定管理業務における不適切な事務執行
		内 容	平成 23 年度の指定管理業務で業務仕様書に定められた業務を実施していないなど、不適切な事務執行があった。

「指導事項」13 件

件 名	市町派遣講師の勤務条件の不適切な確認
内 容	県から市町に派遣されている講師の勤務条件通知書の記載内容に誤りがあり、派遣講師の勤務条件の確認がされていなかった。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 22 年度から 24 年度にかけて多数の生徒が関与する非行事案が発生していた。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 23 年度に多数の生徒が関与する非行事案が発生していた。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 24 年度に多数の生徒が関与する非行事案が発生していた。
件 名	物品借受調書の記載誤り
内 容	物品借受調書の借受期間の記載に誤りがあった。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 22 年度から 24 年度にかけて多数の生徒が関与する非行事案が発生していた。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 23 年度に多数の生徒が関与する非行事案が発生していた。
件 名	公務中における交通加害事故の発生
内 容	平成 23 年度に 1 件、24 年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。

件名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内容	平成 22 年度から 24 年度に多数の生徒が関与する非行事案が発生していた。
件名	機種選定理由書の未作成
内容	平成 23 年度の F M 補聴システム送信機、受信機の購入契約で機種選定理由書を作成していなかった。
件名	非常勤職員の不適切な勤務条件通知書の交付
内容	平成 23 年度の非常勤嘱託員に一部制度改正前の誤った勤務条件通知書を交付し、後日再交付していた。
件名	最低制限価格の未設定
内容	平成 23 年度生徒昇降口カーポート取付工事で最低制限価格が設定されていなかった。
件名	第三者委託の不適切な事務処理
内容	平成 23 年度の指定管理業務の食堂施設運営業務を第三者に委託しているが、委託契約書に定められた「給食事業収支決算書」が提出されていなかった。



(別紙2)

「意見」4件

件名	公費と学校徴収金の負担区分について
内容	公費での執行を原則とするものについて、より具体的な基本的ルールを策定するとともに、これに従って公費予算の確保を図ることで、保護者等の負担軽減に努め、双方が適正な負担となるようにすることを求める。
件名	職務専念義務の免除等の取扱いについて
内容	P T A等の学校関係団体の事務に従事する場合は、法律や条令等で求められている規定の手續を履行するよう求める。
件名	団体としての意思決定について
内容	P T A等団体から支援を受けるに当たっては、団体の意思決定が規約等に定められた手續に則ったものとなっているかなどについて確認されたい。
件名	その他
内容	非常勤講師等の勤務服務管理を適正にされたい。

## 静岡県職員の退職手当に関する条例改正に伴う報告

(教育総務課)  
(学校人事課)

### 1 改正に至った経緯

平成 24 年 3 月、人事院が実施した国家公務員の退職給付水準と民間企業の退職給付水準の実態調査の結果が公表され、官が民の退職給付水準を 4,026 千円上回っていることから、格差是正する必要があることが言及された。

平成 24 年 11 月 16 日に現行の退職給付水準を段階的に引き下げる法改正が行なわれ、国家公務員については、平成 25 年 1 月 1 日から適用されることとなった。

本県の退職手当条例については、従前から国の規定に準じていることから、3 月 20 日施行の退職手当引き下げの条例改正案を 2 月県議会に提案している。

(調整率の段階的引き下げ予定) (単位：千円)

期 間	調整率	引き下げ額
現行	104/100	-
平成 25 年 3 月 20 日～平成 25 年 9 月 30 日	98/100	1,300
平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日	92/100	2,800
平成 26 年 7 月 1 日～(制度完成)	87/100	4,100

高校教諭 35 年以上勤続で計算

### 2 条例適用される職員

- (1) 静岡県職員の退職手当に関する条例  
事務局、教育機関及び県立学校の教職員
- (2) 静岡州市町立学校教職員の退職手当に関する条例  
市町立小中学校の県費負担教職員

### 3 駆け込み退職の原因

全国的に話題となっている駆け込み退職については、定年に達している者は、施行日前(3月19日以前)に自己都合退職(いわゆる駆け込み退職)しても退職手当が減額されない規定となっていることから発生しているものである。

### 4 定年退職予定者の自己都合退職者の状況(3月4日現在)

教 頭	教 諭	事務職員	実習助手等	合 計
6	215	5	9	235

### 5 定年退職予定者の自己都合退職者の再任用の扱い

県教育委員会では、地方公務員法及び静岡県定年退職者等の再任用に関する条例の規定に基づき「静岡県教育委員会再任用職員の身分等取扱要綱」を定め、制度を運用している。

この要綱の対象となる再任用職員は、地方公務員法第 28 条の 4 の定年退職者等の再任用の規定に基づき、従前より定年退職者及び 25 年以上勤続して退職した者としている。

既に年度末人事異動を見据え、再任用の選考試験を 11 月上旬に実施し、その結果を 12 月 5 日の定例会に報告し、該当者へ通知している。

仮に自己都合退職した者を再任用しないこととした場合は、配置を予定している学校の運営に支障が生じてしまうため、従前どおり再任用対象者扱いとしたい。